

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見書（2件）【環境局環境監視部環境保全課】 2210

北九州市公告第489号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第13条第2項の規定により、平成26年北九州市公告第229号で縦覧に供した環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、次のとおり公告する。

平成26年6月23日

北九州市長 北 橋 健 治

水質の環境影響評価において、地形等の現地の環境を考慮して採用した予測式に関する詳細な説明が不足しているため、環境影響評価書において補足すること。

北九州市公告第490号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第13条第2項の規定により、平成26年北九州市公告第228号で縦覧に供した環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、次のとおり公告する。

平成26年6月23日

北九州市長 北橋健治

1 予測・評価の手法について

(1) 水質

水質の予測において、将来、未利用地へ進出する企業の汚濁負荷量の見積りが水質汚濁防止法の総量規制値を超えている等、適切な条件設定となっていない。環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成する際には、条件の再検討を行い、適切な予測・評価となるよう修正を行うこと。

(2) 大気質

大気質の浮遊粒子状物質濃度の年平均換算値が、年4回の現地調査の実測値よりも大幅に低い値となっている。評価書を作成する際には再検討を行い、適切な予測・評価となるよう必要に応じて修正を行うこと。

2 環境保全措置について

(1) 余水処理施設からの放流水質

余水処理施設からの放流水は、化学的酸素要求量の監視目標値を20mg/Lに設定しているが、当該目標値を遵守するために採用する環境保全措置の内容が明らかになっていないため、評価書に記載すること。

(2) 水生生物に配慮した護岸形状等

環境保全措置として外周護岸を緩やかな傾斜護岸とし、海藻が生えやすくなるように海底に小段を設置することについて、先行事例の調査及び期待される効果に関する検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

(3) 海底土砂の有効利用

工事に伴い発生する海底土砂の有効活用策について検討し、埋立処分量を可能な限り削減するよう努めること。

3 事後調査について

本事業の実施により、周辺海域の閉鎖性が増大すること、及び事業実施区域周辺の海底において重要な水生動物の生息が確認されていることから、水質及び水生生物の項目を含んだ適切な事後調査計画を策定すること。